

令和7年度 指導監査の主眼事項及び着眼点

社会福祉法人

主 眼 事 項	着 眼 点
第1 法人運営の適正化の推進	(1) 定款は、適正に整備されているか。 ア 定款の必要的記載事項が記載されているか。また、記載内容が事実と反していないか。 イ 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。 ウ 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）。 エ 定款を事務所に備え置いているか。 オ 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。 カ 公表している定款は直近のものであるか。 (2) 特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。 ア 内部管理体制が理事会で決定されているか。 イ 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 (3) 評議員の選任手続きは適正に行われているか。 ア 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 イ 欠格事由に該当する者が選任されていないか。 ウ 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。 エ 当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。 オ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員総数の5分の1を超えて選任されていないか。 カ 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。 キ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。 ク 暴力団員等反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 ケ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 (4) 評議員会の招集及び運営は適正に行われているか。 ア 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。 イ 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 ウ 定時評議員会が毎会計年度終了後の一定の時期に招集されているか。 エ 決議は必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。 オ 決議が必要な事項について決議が行われているか。 カ 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	キ 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 ク 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 ケ 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 コ 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 サ 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 (5) 理事定数等は適正か。 ア 定款に定める員数が選任されているか。 イ 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ウ 欠員が生じていないか。 エ 評議員会の決議により選任又は解任されているか。 オ 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 カ 欠格事由を有する者が選任されていないか。 キ 各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。 ク 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。 ケ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。 コ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。 サ 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 シ 社会福祉事業の経営に識見を有する者及び当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。 ス 当該法人の経営する社会福祉施設の管理者が選任されているか。 セ 理事長及び業務執行理事は、理事会で選定されているか。 (6) 監事の選任、監査等は適正に行われているか。 ア 定款に定める員数が選任されているか。 イ 定員で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。 ウ 欠員が生じていないか。 エ 評議員会の決議により選任されているか。 オ 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 カ 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	キ 欠格事由を有する者が選任されていないか。 ク 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。 ケ 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 コ 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。 サ 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていないか。 シ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。 ス 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 セ 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 ソ 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 タ 理事会への出席義務を履行しているか。 (7) 理事会は適正に行われているか。 ア 権限を有する者が招集しているか。 イ 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。 ウ 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。 エ 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成により行われているか。 オ 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 カ 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 キ 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。 ク 書面による議決権の行使が行われていないか。 ケ 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 コ 理事に委任される範囲が明確になっているか。 サ 実際に開催された理事会において、法令及び定款の定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、必要な回数以上理事会に報告をしているか。 シ 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。 ス 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。 セ 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。 ソ 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 (8) 会計監査人の選任・会計監査等は適切に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
第2 適正な事業運営 の確保	ア 特定者会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。 イ 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。 ウ 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。 エ 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 オ 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。 (9) 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬は適正か。 ア 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 イ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 ウ 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 エ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 オ 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。 カ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 キ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。 ク 役員及び評議員の報酬等が定款又は評議員会の決議及び支給基準に従って支給されているか。 ケ 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。
	(1) 事業は適正に行われているか。 ア 定款に定めている事業が実施されているか。 イ 定款に定めていない事業が実施されていないか。 ウ 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めているか。 (2) 社会福祉事業は適正に行われているか。 ア 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 イ 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。 ウ 社会福祉事業を行うための必要な資産が確保されているか。 (3) 公益事業は適正に行われているか。 ア 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。

主 眼 事 項	着 眼 点
第 3 適正な人事・資産 ・ 会計管理の確保	イ 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ウ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 (4) 収益事業は適正に行われているか。 ア 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。 イ 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 ウ 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 エ 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。 オ 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。
	(1) 人事管理は適正に行われているか。 ア 施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経ているか。 イ 職員の任免は適正な手続きにより行われているか。 (2) 資産管理は適正に行われているか。 ア 基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分して管理されているか。 イ 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権について登記がなされているか。 ウ 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び同機構との協調融資に係る場合を除く。) エ 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 オ 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。 カ その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。 キ 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。 ク 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
	ケ 株式の保有が法令上認められるものであるか。 コ 株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。 (3) 会計管理は適正に行われているか。 ア 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。 イ 経理規程が遵守されているか。 ウ 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。 エ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。 オ 事業区分、拠点区分は、適正に区分されているか。 カ 拠点区分について、サービス区分が設けられているか。 キ 会計省令等に定める会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 ク 作成すべき計算書類が作成されているか。 ケ 財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書、注記、附属明細書及び会計帳簿が社会福祉法人会計基準等に基づき適正に作成され、保存されているか。 また、関係書類に整合性がとれているか。 コ 借入金は、使途、担保物件、借入先、償還計画等について理事会の議決（及び評議員会の承認）を経て行われているか。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものとなっているか。 サ 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されているか。 シ 決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。 ス 寄附金の受入手続は、定款及び経理規程の定めに従い適正に行われているか。 また、寄附金が募集の際の使途に即して使用されているか。 セ 社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないか。 ソ 契約等が経理規程等の定めに従い適正に行われているか。 (4) その他 ア 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 イ 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。 ウ 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 エ 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るた

主 眼 事 項	着 眼 点
	めの措置を講じているか。 オ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 カ 登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合2週間以内に変更登記をしているか。 キ 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。